

男鹿市規則第14号

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則を廃止する規則

男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（令和2年男鹿市規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。